

2002年3月19日

(社)日本ハンググライディング連盟

会長 朝日 和博 殿

安全性委員会委員長 城 涼一

「事故報告書に対する意見書対応について(諮問)」(二月十五日付け朝日会長)への抗議

以下二月十五日付けで貴殿より諮問がありました、各常設委員会からの意見への対応及び、理事会からの調査方法についての指摘について、安全性委員会として抗議いたします。

1 各常設委員会からの意見への対応について

これについては既に2002年1月25日に、安全性委員会委員長 城 涼一の名前において、「1997(平成9)年5月17日高山ホルンバレーカップ事故調査現地調査及び連盟資料に基づく報告(第一次調査報告)」を「JHF発02-003号 2002年1月18日」によって、各JHF常設委員会委員長に郵送した事は、

- 一、個人名等について、何等考慮することなく冒頭の報告書をそのままの状態でも理事会外に公表したことは個人のプライバシー権等を侵害する恐れがある(法令違反)
- 二、専門事項は各委員会に委ねるとの定款・規程の趣旨に反する(定款違反)
- 三、個人情報等を含む報告書は部外秘とする規程の趣旨に反する(規程違反)との三点により極めて遺憾であり、不適切であると考え抗議いたしました。

それにもかかわらず、先の諮問により、PG競技委員会、PG教習検定委員会、制度委員会からの意見に対応するように求めて来た事は、先の当委員会からの抗議を全く無視するものであり、再度厳しく抗議いたします。

特にPG競技委員会委員長A氏及び教習検定委員会委員長B氏の二氏は今回の事故に深く関わり、かつ訴訟事件の相被告とされているC社及び同代表D氏と密接な利害関係を有しており、そのような客観的に中立性を欠いた立場にある者の意見を取り入れる事は、中立を要求される安全性委員会の責務に反します。

またD氏は意見を提出して来た教習検定委員会に委員として現在在籍しており、そのよ

うな委員会の意見に対応を考慮して欲しいとの要請そのものが極めて不見識であり、会長および理事会の常識を疑わざるを得ません。

当委員会は事故の調査にあたっては中立公正の立場を厳守し、淡々と事実のみを取り上げて報告書を作製しております。従って専門の異なる委員会からの意見によって、報告書を修正するような事は、断固として拒否いたします。

2 主催者の事情聴取が必要である、との理事会からの指摘について

安全性委員会は事故を調査するにあたり、いずれの側にも立たずに事実のみを調査し、その原因を解明し、報告する義務があります。

従って提出された報告書の内容に対して他者からの意見に従って報告を修正したり、又は調査の方法や手段そのものを指示される事は、厳正に中立の立場を貫かなければならない当委員会の立場として、受け入れる事はできません。

調査の方法、手段、順序は様々な考え方がありえますが、それは安全性委員会が誰の影響をも受けずに独自に検討し決定するものであり、調査の方法・手段について指示を受ければ、それだけで公平性が疑われかねます。

従ってこの理事会の指摘に関しては、安全性委員会として厳しく抗議いたします。